

国立大学法人小樽商科大学におけるネーミングライツに関する基本方針

令和元年12月16日
学長 裁定

1. 趣旨

この基本方針は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）が所有する施設又はその他の財産（以下「施設等」という。）に係わるネーミングライツ（命名権）を付与することに関し、その基本的な事項を定めるものである。

2. 目的

ネーミングライツは、本学との協定により施設等の名称に、法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からネーミングライツ料を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることにより、本学の教育研究環境を向上させることを目的とする。

3. 対象施設等

ネーミングライツの対象となる施設等は、当該施設等を管理する部局と協議の上、決定するものとする。

4. 愛称等の付与の範囲

愛称等の付与に伴う本学の規程等に定める施設等の名称の改正は、行わないこととする。また、混乱を避けるため、協定期間中の愛称等の変更は、原則として認めないものとする。

5. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有するものは、法人又は法人格のない団体並びに個人とする。

6. 募集方法等

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとする。

7. 協定の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、本学とネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツに関する協定を締結するものとする。

8. 協定の期間

協定の期間は、3年以上を原則とする。

9. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、対象となる施設等ごとに決定するものとする。

10. 愛称等の表示に係る費用の負担

愛称等の表示に係る看板等の設置に要する費用及び協定の終了に伴う看板の撤去等に係る原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

11. 本学の責務

本学は、ネーミングライツ・パートナーが付与した愛称等を、学内外における呼称として本学ウェブサイト、広報誌等で幅広く使用するなど、普及に努めるものとする。

12. ネーミングライツ・パートナーの責務

ネーミングライツ・パートナーは、設置した看板等により第三者に被害が生じた場合、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、付与した愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

13. 協定の解除

本学は、ネーミングライツ・パートナーが応募資格の要件を欠くことになった場合、又は社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれる恐れがあると認められる場合は、協定を解除することができるものとする。この場合、協定の解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しない。

14. その他

この基本方針の実施にあたり、募集等に係る必要な事項は、別途定める募集要項によるものとする。